

第 88 期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区神田錦町一丁目19番地 1
神田橋パークビル9階 当社会議室

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

証券コード：1992

神田通信機株式会社

(証券コード 1992)
2025年6月6日

株主各位

東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1

神田通信機株式会社

代表取締役社長 神 部 雅 人

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kandt.co.jp/ir/library/>



【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード「1992」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご入力又はご返送をお願い申し上げます。

敬 具

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 神田橋パークビル9階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「主要な事業内容」「主要な営業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

議案日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案及び第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、現中期経営計画においては収益性の向上をはじめとした諸施策に取り組むことでROE 9%定着の目標を掲げ、同時に中長期的な視点に立った事業活動を推進しております。配当政策としましては、株主の皆様へ利益還元の姿勢を強化するとともに、事業成長への投資を進めると同時に安定的な配当を継続することを基本方針としており、現中期経営計画の最終年度にはDOE3.5%とすることを目標としております。

従いまして、第88期の期末配当につきましては、上記の基本方針ならびに当期および来期の業績に鑑みDOE3.1%とし、1株につき70円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額 159,559,610円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かんべまさひと 神部雅人 (1960年12月20日生) 再任	2001年3月 当社立川支店長 2004年3月 当社大阪支店長 2006年2月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社長執行役員（現任）	99,455株
		【取締役候補者とした理由】 これまで当社の代表取締役社長として、経営を担ってきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
2	もりかわこういち 森川幸一 (1971年3月13日生) 再任	2014年8月 当社札幌支店長 2017年3月 当社通信統括支店長 2018年3月 当社執行役員（現任） 2018年3月 当社本社事業支店長兼公共・交通・教育営業部長 2019年6月 当社取締役本社事業支店長 2020年3月 当社取締役情報通信事業本部副本部長 2021年3月 当社取締役情報通信事業本部長 2024年3月 当社取締役事業本部長（現任）	10,334株
		【取締役候補者とした理由】 これまで当社の事業本部の責任者を務め、事業戦略全般に関する実績と経験、知見を有することから、企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	しんどうよしゆき 神藤善行 (1980年5月9日生) 再任	2020年9月 当社情報通信事業本部システムプロデュースセンター長 2023年3月 当社社長室長 2023年3月 当社執行役員（現任） 2024年3月 当社制御照明事業支店長 2024年6月 当社取締役制御照明事業支店長（現任）	1,050株
		【取締役候補者とした理由】 これまで当社の照明制御事業の責任者を務め、新規事業の分野に関する実績と経験、知見を有することから、企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	おがさわら まさ ひろ 小笠原 雅 浩 (1965年9月8日生) 新任	1990年10月 三菱地所株式会社入社 2014年4月 同社ビル管理部兼ビル営業部副部長 2016年4月 株式会社三菱地所設計リノベーション設計部副部長兼新ビルテナント工事室長 2024年9月 三菱地所株式会社関西支店副支店長 2025年4月 当社顧問(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 建築設計に関する豊富な知識・経験や経営的見地を有することから、当社の新規事業とのシナジー効果を高めることができ、さらに事業を発展させていくことで、企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。			
5	すぎ おか ひさ のり 杉 岡 久 紀 (1959年7月24日生) 再任	1982年4月 日立電子株式会社入社 2002年4月 株式会社日立国際電気業務通信営業部長 2009年10月 同社中部支社部長 2013年4月 同社中国支社長 2015年4月 日神電子株式会社社長付 2015年5月 同社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日神電子株式会社代表取締役社長	600株
【取締役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である日神電子株式会社において、経営を担ってきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
6	は ぶ てつ や 土 生 哲 也 (1965年4月9日生) 再任	1989年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行 2000年12月 弁理士登録 2001年10月 土生特許事務所所長(現任) 2002年10月 株式会社IPV研究所(現 株式会社IPディレクション) 代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 土生特許事務所所長 株式会社IPディレクション代表取締役	1,000株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 融資業務やベンチャー投資等金融業を通じて培った視点、弁理士としての専門的見地、経営支援の経験を有することから、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
7	さ さ き く に は る 佐 々 木 邦 治 (1957年5月22日生) 再任	1990年10月 三菱地所株式会社入社 2003年4月 株式会社三菱地所設計設備設計部副部長 2006年4月 同社設備設計部担当部長 2012年9月 同社機械設備設計部長 2016年4月 丸の内熱供給株式会社顧問 2016年6月 同社代表取締役専務 2017年6月 同社代表取締役専務執行役員 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2025年4月 渋谷ファッション&アート専門学校非常勤講師 (現任) (重要な兼職の状況) 渋谷ファッション&アート専門学校非常勤講師	700株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 経営に関する豊富な経験・知識、技術者としての設備設計・監理、エネルギー・電気・照明・空調等に関する豊富な知識・経験を有することから、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土生哲也氏及び佐々木邦治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届けており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 土生哲也氏及び佐々木邦治氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって土生哲也氏が6年、佐々木邦治氏が3年となります。
4. 当社は、土生哲也氏、佐々木邦治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いちまさふとし 一政夫東志 (1963年5月4日生)	1987年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券)入社 2009年1月 三菱UFJ証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券)入社 2015年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社広島支店法人営業部長 2020年10月 オニバイースト 代表(現任) 2021年6月 株式会社プロシップ社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年4月 株式会社みらいワークス顧問(現任) (重要な兼職の状況) オニバイースト 代表 株式会社プロシップ社外取締役(監査等委員) 株式会社みらいワークス顧問	0株
<p>【選任理由】 証券会社での業務経験、個人事務所での企業コンサル業務の経験を通じ、企業価値向上に資する経営戦略についての豊富な知見を有することから、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断したためであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 一政夫東志氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 一政夫東志氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏 名	役 職	ス キ ル						
		企業 経営	営業 戦略	IT DX	法務 コンプラ イアンス	財務 会計	人事 労務	神田産業 人の育成
かん べ まさ と 神 部 雅 人	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	●	●
もり かわ こう いち 森 川 幸 一	取 締 役 執 行 役 員	●	●	●				●
しん どう よし ゆき 神 藤 善 行	取 締 役 執 行 役 員		●	●				●
お がさわら まさ ひろ 小笠原 雅 浩	顧 問	●		●				
すぎ おか ひさ のり 杉 岡 久 紀	取 締 役	●	●		●			
は ぶ てつ や 土 生 哲 也	社 外 取 締 役	●			●	●		
さ さ き くに はる 佐々木 邦 治	社 外 取 締 役	●		●	●			

※上記一覧は、取締役候補者が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。役職は当総会議案承認前の時点となります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー・原材料価格の高騰による物価上昇、東欧・中東地域をめぐる情勢や米国の政策動向など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、当期より新中期経営計画「Change & Challenge 80th」（2024年4月～2027年3月）をスタートさせました。当社の存在価値である「顧客の事業活動の生命線となるインフラ（事業環境・空間）を顧客と共に創り、守り、育てる会社」であることを実現するため、旧来ビジネスからの事業構造転換に向けた土台作りの3年間と位置づけ、新規ビジネスのメニュー化や人材・事業投資に意欲的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は71億79百万円(前期比0.4%増)となり、営業利益は6億25百万円(前期比13.3%減)、経常利益は7億12百万円(前期比11.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億31百万円(前期比20.8%減)となりました。

事業のセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

〔情報通信事業〕

24時間365日対応の強みを活かし、従来のネットワークインフラの設計・提案・構築、お客様の問題解決につながるソリューション提案を積極的に展開いたしました。既存事業であるレガシーPBX市場は縮小傾向にあるものの、依然として、既存設備の継続活用や従前の機能保持といった底堅いニーズも存在し、かつ、当社が特約店となっている日立製作所以外の一部メーカーの事業縮小の影響もあり、この分野における長年の実績により、当社の存在価値が増していることから、想定以上の売上で推移いたしました。また、様々な設備をつなぐソフトウェア〔マルチゲートウェイ〕等のネットワークインフラ構築などの新規事業に対応したことや利用料・保守料が概ね順調に推移したことに加えて収益性向上額を継続推進いたしました。

一方、経営基盤強化の観点では、事業の持続的成長実現に向けた人的資本への投資にも注力

し、給与水準の引き上げや事業構造転換に向けた施策の一つとして、社員のスキルアップのため、社内外教育の積極的実施や自己学習費用補助等の施策を積極的に実施いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は63億51百万円(前期比0.5%減)、営業利益は4億46百万円(前期比26.5%減)となりました。

〔照明制御事業〕

DAL I 制御による照明制御システムの設計・販売・施工を軸として、売上規模の拡大のため、ゼネコン等を中心に積極的にビジネスを展開いたしました。新築ビル案件のスマートビル化対応の需要が増えており、大手ゼネコンや照明メーカーとの協創も進めております。これらにより、手持ち工事が順調に進捗したこと、また、利益確保を見据えた適正価格での工事受注への取り組みを継続してきた成果が表れたことや業務効率化に努めたことにより、情報通信事業と同様に人材育成費用や人件費の増加があったものの、売上・利益ともに前年を大幅に上回りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は7億64百万円(前期比8.6%増)、営業利益は1億46百万円(前期比93.8%増)となりました。

〔不動産賃貸事業〕

不動産の賃貸を事業としており、売上高は63百万円(前期比3.3%増)、営業利益は32百万円(前期比15.2%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計期間において本社の建替えを進めており、その設備投資額の一部となる8百万円を建設仮勘定に計上しております。また、本社の解体費用として115百万円を特別損失として計上しております。なお、新本社は2028年3月期に完成予定であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 85 期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第 86 期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	第 87 期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第 88 期 (当連結会計年度) (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売 上 高 (千円)	5,945,361	5,978,641	7,152,302	7,179,706
経 常 利 益 (千円)	443,090	559,059	804,643	712,283
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	563,026	383,802	545,176	431,625
1株当たり当期純利益 (円)	234.12	161.49	232.47	185.95
総 資 産 (千円)	8,352,257	8,602,372	9,463,178	9,485,752
純 資 産 (千円)	5,017,249	5,281,687	5,769,339	6,115,618
1株当たり純資産 (円)	2,117.15	2,218.23	2,462.60	2,682.97

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 神 電 子 株 式 会 社	50,000千円	100.0%	無線通信装置・システム並びに映像・防犯監視装置・システム関連機器等の設計・施工・保守

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「顧客の事業環境や事業空間を顧客と共に創り、守り、育てる会社」とした経営方針のもと、IT（情報）×OT（制御）の技術を有する企業グループとして、世の中に新しい価値を創出すべく、ネットワークに繋がる全ての機器を制御するエンジニアリング会社となることを目指し、事業に取り組んでまいりました。

当事業年度の取り組みとして、全体としては企業体質の改善や人的資本への投資を継続して行うこと、情報通信事業では新規顧客を開拓すること、利用料ビジネスを拡大させること、技術者のレベルを高めること、照明制御事業では直販・改修ビジネスへの営業力を強化すること、適正利益を追求すること、利用料ビジネスモデルを構築すること、製品強化への投資を行うことを主題として実施しております。その結果として、人的資本への投資では従業員の待遇改善や教育は実施できたものの、人材、労働力共に不足している状況が続いており、人材の採用獲得に課題が生じているため、人材の増強を継続して図ってまいります。情報通信事業では利用料ビジネスの拡大や技術者レベルの向上は実施できたものの、業績としては従来型のレガシーPBXに伴う部分が変わらず大部分を占めており、そこからの事業転換に遅れが生じているため、レガシー分野から成長分野へシフトするための投資を継続して図ってまいります。照明制御事業ではマルチゲートウェイを始めとした当社製品・技術の認知度や理解度が高まってきており、営業力の強化および適正利益の確保に繋がってきているものの、更なる製品強化開発への投資や利用料ビジネスモデルの構築に遅れが生じているため、技術者のスキル強化と共に製品強化開発を継続し、利用料ビジネスにも繋げられるよう投資を継続して図ってまいります。

このようにして、事業構造の改革、組織改革や人材の育成を継続して実施し、経営の効率化を高め業績の向上に資する所存であります。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	神部雅人	
取締役 執行役員	森川幸一	事業本部長
取締役 執行役員	神藤善行	制御照明事業支店長
取締役	杉岡久紀	日神電子株式会社 代表取締役社長
取締役	土生哲也	土生特許事務所 所長 株式会社IPディレクション 代表取締役
取締役	佐々木邦治	
常勤監査役	田辺正行	
監査役	大塚有希子	慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授
監査役	東志穂	第一芙蓉法律事務所 パートナー キーコーヒー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役土生哲也氏及び佐々木邦治氏は社外取締役であります。
2. 監査役大塚有希子氏及び東志穂氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在における取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	廣 瀬 孝	マーケティングセンター長
執 行 役 員	近 藤 正 臣	立川支店長
執 行 役 員	永 芳 淳 二	管理本部長
執 行 役 員	近 藤 丈 晴	事業本部副本部長

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、株主価値と企業価値の持続的な向上への意欲、社会の持続的な発展への貢献意識、倫理観を備えた経営者人材たるためのインセンティブとして十分に機能するようにした報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

個人別の報酬等につきましては、報酬の種類は基本報酬、賞与、株式報酬とし、役位、職務、業績、他社の水準、従業員の給与の水準等から総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた範囲内で取締役会の決議及び監査役の協議により報酬額を決定しております。

業績連動報酬等につきましては、短期インセンティブとして役員賞与を事業業績に応じ評価項目より算出し、取締役会の決議及び監査役の協議にて決定しております。なお、評価としては、受注、売上、利益等の株主価値指標、目標達成度、部下の育成、戦略・重点事項の進捗を図る戦略的価値指標、経営改革課題の進捗度による制度改革指標を用いて評価しております。

非金銭報酬等につきましては、長期インセンティブとして、長期間(30年間)を譲渡制限として設定した譲渡制限付株式を取締役(社外取締役は除く) に対し付与することとしております。算出方法については各自の基本報酬に一定の割合にて算出した額を基にした株式数を付与することを株主総会において決議いただいた報酬額及び株式数の範囲内で決定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			員数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	77,746千円 (9,360千円)	45,687千円 (6,480千円)	22,860千円 (2,880千円)	9,199千円 (-)	6名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,544千円 (6,720千円)	13,944千円 (4,440千円)	6,600千円 (2,280千円)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	98,290千円 (16,080千円)	59,631千円 (10,920千円)	29,460千円 (5,160千円)	9,199千円 (-)	9名 (5名)

- (注) 1. 上記の員数には、無報酬の取締役1名を除いており、2024年6月退任の取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、業績に応じ各役位の報酬に対して一定の割合を乗じた額で算出された、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であります。
4. 非金銭報酬等は、当社の譲渡制限付株式であり、各役位の基本報酬に対し、各役位に応じた割合にて算出した金額より付与する株式数を算出しております。また、当事業年度における交付状況は、取締役3名に対し3,833株の付与を実施しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額130,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は7名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第83期定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は無報酬の取締役1名を除き3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該決議時の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長神部雅人に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の事業業績等を勘案しつつ、各取締役の評価実施は代表取締役社長が最適と判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役土生哲也氏は、土生特許事務所の所長及び株式会社IPディレクションの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役大塚有希子氏は、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科の講師及び法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科の准教授であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役東志穂氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー、キーコーヒー株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
土生哲也 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、弁理士としての専門的見地、また経営支援の経験より他社動向を含め客観的立場から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐々木邦治 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、豊富な事業経営の経験、高度な技術的知見からの助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚有希子 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席、監査役会は7回全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
東志穂 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席、監査役会は7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,313,860	流 動 負 債	2,174,856
現 金 預 金	2,761,894	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	768,526
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等 及 び 契 約 資 産	2,225,954	電 子 記 録 債 務	190,674
未 成 工 事 支 出 金	104,046	短 期 借 入 金	200,000
仕 掛 品	17,104	未 払 法 人 税 等	113,578
そ の 他 の 棚 卸 資 産	9,421	賞 与 引 当 金	170,100
そ の 他	197,203	役 員 賞 与 引 当 金	40,789
貸 倒 引 当 金	△1,764	解 体 費 用 引 当 金	57,800
固 定 資 産	4,171,891	そ の 他	633,387
有 形 固 定 資 産	1,589,928	固 定 負 債	1,195,277
建 物	309,881	リ ー ス 債 務	148,317
土 地	1,238,393	繰 延 税 金 負 債	8,993
そ の 他	41,653	退 職 給 付 に 係 る 負 債	844,598
無 形 固 定 資 産	32,610	資 産 除 去 債 務	104,549
投 資 其 他 の 資 産	2,549,352	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	66,132
投 資 有 価 証 券	2,018,540	そ の 他	22,685
関 係 会 社 株 式	27,000	負 債 合 計	3,370,133
繰 延 税 金 資 産	27,716	純 資 産 の 部	
そ の 他	483,255	株 主 資 本	5,189,612
貸 倒 引 当 金	△7,159	資 本 金	1,310,825
資 産 合 計	9,485,752	資 本 剰 余 金	1,124,732
		利 益 剰 余 金	3,189,572
		自 己 株 式	△435,518
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	926,006
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	936,140
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△10,133
		純 資 産 合 計	6,115,618
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,485,752

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結損益計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,179,706
売 上 原 価		4,959,333
売 上 総 利 益		2,220,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,594,782
営 業 利 益		625,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	39,177	
受 取 手 数 料	38,655	
そ の 他	14,332	92,165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,863	
そ の 他	2,607	5,471
経 常 利 益		712,283
特 別 利 益		
土 地 売 却 益	17,720	17,720
特 別 損 失		
解 体 関 連 費 用	115,600	115,600
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		614,403
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	203,969	
法 人 税 等 調 整 額	△21,190	182,778
当 期 純 利 益		431,625
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		431,625

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		4,191,723	流動負債		1,949,258
現金預金		2,365,333	支払手形	形務	563
受取手形		105,447	支電子記録債	務金	190,674
完成工事未収入金		1,161,849	工事未払	金	575,350
売掛金		94,873	買掛金	金	41,210
契約資産		204,650	短期借入金	務金	200,000
未成工事支出金		61,972	り未払	金	57,542
仕掛品		17,104	未払費用	用	202,509
材料貯蔵品		8,823	未払法人税等	等	53,677
前払費用		72,812	未払消費税	等	113,398
その他		99,020	未払消費税受	等	156,709
貸倒引当金		△ 165	前契約受負	金	5,290
固定資産		3,959,622	前払費用	債	63,838
有形固定資産		1,581,947	固定負債		1,071,801
建物		303,624	繰延税金負債	務	148,317
構築物		116	退職給付引当	債	13,461
工具器具・備品		21,760	繰延税金負債	金	782,785
土地		1,238,393	繰延税金負債	務	104,549
建設仮勘定		18,052	繰延税金負債	他	22,685
無形固定資産		32,268	負債合計		3,021,059
電話加入権		7,998	純資産の部		
ソフトウェア		24,269	株主資本		4,194,146
投資その他の資産		2,345,406	資本金		1,310,825
投資有価証券		1,918,540	資本剰余金		1,124,732
関係会社株式		75,000	資本準備金		328,000
出資金		960	資本剰余金		796,732
破産更生債権等		6,145	利益剰余金		2,194,107
その他		351,919	利益準備金		4,310
貸倒引当金		△ 7,159	利益剰余金		2,189,797
資産合計		8,151,346	別途積立金		216,500
			繰越利益剰余金		1,973,297
			自己株式		△ 435,518
			評価・換算差額等		936,140
			その他有価証券評価差額金		936,140
			純資産合計		5,130,287
			負債及び純資産合計		8,151,346

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
情報通信事業売上高	5,072,602	
照明制御事業売上高	764,815	
不動産賃貸事業売上高	63,797	5,901,215
売 上 原 価		
情報通信事業売上原価	3,543,710	
照明制御事業売上原価	452,209	
不動産賃貸事業売上原価	31,565	4,027,485
売 上 総 利 益		
情報通信事業売上総利益	1,528,892	
照明制御事業売上総利益	312,605	
不動産賃貸事業売上総利益	32,231	1,873,729
販売費及び一般管理費		1,291,302
営業利益		582,427
営業外収益		
受取利息配当金	62,702	
受取手数料	4,260	
その他	13,817	80,780
営業外費用		
支払利息	2,863	
その他	2,607	5,471
経常利益		657,735
特別利益		
土地売却益	17,720	17,720
特別損失		
解体関連費用	115,600	115,600
税引前当期純利益		559,855
法人税、住民税及び事業税	183,306	
法人税等調整額	△34,127	149,178
当期純利益		410,676

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

神田通信機株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新川	良
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊	健悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神田通信機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神田通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

神田通信機株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新川	良
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊	健悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神田通信機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

神田通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 田 辺 正 行 ㊞

監査役(社外監査役) 大 塚 有 希 子 ㊞

監査役(社外監査役) 東 志 穂 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田錦町一丁目19番地 1
神田橋パークビル9階 当社会議室
電話 (03) 3252-7731 (代)



東京メトロ・都営地下鉄「大手町駅」C2b出口より徒歩5分
JR・東京メトロ「神田駅」西口より徒歩10分